

12月16日に団体交渉を行います

学長選挙意向聴取が12月18日(木)に行われます。崎元学長の任期が2009年3月までと残り少なくなってまいりました。

組合は7月28日(月)学長挨拶の際に要望書(赤煉瓦 2 2008.8.6)を提出し、9月9日(火)人事院勧告を参考に労働条件改善の要望書(10月9日追加提出:赤煉瓦 9 2008.10.9)を提出しました。11月14日(金)人事院勧告どおりとする閣議決定が行われましたが、団体交渉の目処が立ちませんでした。

組合は、11月17日(月)「外国人教師の任期制問題」と「五高記念館准教授の任期制問題について」、併せて、人事院勧告を参考に「勤務時間短縮やパートタイム職員の待遇改善等について」団体交渉の申し入れを行いました。特に「五高記念館准教授の任期制問題について」は、労働条件の改善を求めましたが、前回の交渉に学長が出席していないため、回答をいただけなかった項目があります。外国人教師・五高記念館准教授の問題は崎元学長の在任中に起きた問題であり、学長の在任中に問題解決を図るために、補足説明を提出するとともに学長の出席を強く求めています。

申し入れを行った結果、12月16日(火)に団体交渉を行うこととなりました。交渉の結果は後日赤煉瓦で報告の予定です。

2008年11月17日

熊本大学長
崎元 達郎 殿

熊本大学教職員組合
執行委員長 市川 聡夫

申 し 入 れ

2008年7月28日付で要望書を提出していますが、学長の在任期間である2009年3月までに解決していただきたく、下記の事項について団体交渉を申し入れます。

なお、学長自らの出席を要望いたします。

記

- 1) 外国人教員の任期制問題について
- 2) 「五高記念館」准教授の任期制問題について*

「五高記念館」准教授の任期制問題について補足説明

1. 学長の出席を必ず求めます。
前回の交渉では、責任者である学長が出席していないため、回答をいただけなかった項目がありましたので、その項目について学長自らの説明を求めます。
2. 交渉内容について
 - 1) 前回の交渉では、准教授の労働条件の改善について交渉を行った。今回はその継続である。
 - 2) 前回の交渉で、組合は准教授の労働条件改善の一環として、再任審査の時に任期をはずすことを求めている。
 - 3) 前回の交渉で問題としたその他の労働条件の改善について、どのように検討されているのか回答をいただきたい。

*参考資料：2007年度赤煉瓦 28(2008.4.1)

2008年11月28日
熊本大学教職員組合
執行委員長 市川 聡夫

*要望書や申し入れ書では、「任期制問題について」という表記にしていますが、実質的交渉内容は、補足説明にあるとおり、その「労働条件改善」になります。

(裏につづく)

赤煉瓦	熊本大学教職員組合	
	12 2008.12.8	内線:3529 FAX:346-1247 ku-kyoso@union.kumamoto-u.ac.jp http://union.kumamoto-u.ac.jp/

2008年11月17日

熊本大学長
崎元 達郎 殿

熊本大学教職員組合
執行委員長 市川 聡夫

申 し 入 れ

2008年9月9日付、及び2008年10月9日付で要望書を提出していますが、下記の項目について団体交渉を申し入れます。

記

1. 不利益緩和措置の一環として勤務時間を7時間30分に短縮することを求める。
2. 改正パートタイム労働法の趣旨に則り、長期にわたって継続的に雇用している職員について、正規雇用へ切り替えることも含めて、有期雇用職員を正規職員として採用するルートの確立を求める。
3. パートタイム職員に対して期末手当を支給することを求める。
4. 非常勤講師の待遇を改善することを求める。例えば、市内在住の非常勤講師にも通勤手当を支給することなど。
5. パートタイム職員の時間給を勤務時間の短縮に合わせて増額すること。